

トランスナショナル (transnational) という言葉を初めて耳にしたのは、十年ほど前の藤倉・グレッサー両先生担当の英米法ゼミにおいてである。その当時、インターナショナル (international) という言葉とどこが違うのか、どうもよくわからなかった。それ以来おりにふれその相違に注意するようになり、どうもトランスナショナルという語が法律学における私の研究関心の一つを、適切に表現してくれる語のように思うようになった。

インターナショナルという語は、いうまでもなく国と国との間、すなわち国際的ということである。これに対して、トランスナショナルという語は、どうも国と国との截然たる境をむしろ否定し、それを越えようとする志向を意味するときに用いられる語であるように思う。国際法学においても国際政治学においても、国家と国家の関係が学問的な考察の対象となる。主役は国家であり、個人は単に国家の構成要素にすぎない。しかし国際社会といえども人間社会であり、国籍の如何を問わずまた国

境を越えて生きる個人の問題もまた当然法学の対象となる。それが外国人の人権の問題であり、個人の国家間移動の問題であり、また人権の国際的保障の問題である。

外国人の人権は憲法学で論じられ、出入

### 個人の視点からの「国際」関係

宮川成雄

国法は行政法学で

論じられ、また人

権の国際的保障は

国際法学で論じら

れる。同じ法律学

の中でも三者は別

個に取り扱われ

る。しかしこれら

全ては、国籍を問

わず国境を越える

ことを志向するト

ランスナショナル

な視点で統一して

考察されてよい問題である。これらが別個

に取り扱われるときには見過ごしがたい欠

陥も生じる。例えば、人たるゆえに有する

権利であるから人権と呼ばれるにもかかわ

らず、自国民のみを当然の対象とした憲法

学が、外国人にも保障されるべき人権」を論ずることの矛盾。出入国法が国内行政法の観点からのみ考察されることによる国の行政裁量の無拘束。また条約による人権の国際的保障は国内法との密接な関連なくしては十全に達成されない。

このような欠陥が全て現れる問題の一つに難民問題がある。難民の人権保障は単に外国人であるというだけでなく、国籍国の保護を拒否して本国を逃れてきた者であるゆえに、その人権保障は受け入れ国の取り扱い如何にかなり左右される。難民はノンフルマン原則と呼ばれる、政治・宗教・人種などを理由とする迫害の待ち受ける地域への強制送還禁止の原則によって保護されるが、難民条約上もこの原則に大きな制約が認められている。すなわち、受け入れ国の安全に危険であるときには、ノンフルマン原則の保護は与えられないのである。また難民条約では難民認定の権限は国家に委ねられているから、実質的に難民たる要件を満たしている者であっても、国内法による難民認定を拒否されれば、難民条

約の規定も無に等しい。

トランスナショナルな視点で難民問題を考察することは、国家の視点から庇護の対象として難民を捉えるのではなく、個人の視点から人間の権利として庇護権を位置付けることであろう。国際法の現段階では難民の庇護は国家が与える恩恵であり、個人が主張しうる権利にまでは成熟していない。しかし、西ドイツのボン基本法はすでに一九四九年に庇護を個人の基本権として規定している。アメリカは一九八〇年の難民法の制定以前には、共産諸国と中東諸国からの難民のみを正規の難民として受け入れていたが、難民法制定以後この難民認定についての、国家の側によるイデオロギー選択と地域制限を廃止して、個人の置かれた状況に基づき難民認定を行う制度となっている。また外国人の入国決定権限は国家の専権とされているが、多くの国家が難民認定についてはこの決定手続への国連難民高等弁務官事務所の参加を承認しており、難民認定に当たっての国家の裁量の恣意性に歯止めをかける制度を採用している。こ

のように難民問題への取り組みは、国家の利益の観点からでなく、個人の生存の観点から行われる趨勢にある。

近年、国際関係の研究の重要性がこれまで以上に指摘され、また日本の国際化が論じられることが多い。その一方で、国際化の意味の不明確性が批判されてもいる。国際関係や国際化を論ずるときには、国家の視点であるインターナショナルな視点だけでなく、国境を越えた個人の視点であるトランスナショナルな視点からの考察が必要

である。法学の分野でも難民問題に見られるように、トランスナショナルな視点からの問題解決が少しづつながら進展しているものもある。もっとも、西ドイツやアメリカでは根拠薄弱な庇護権主張者による権利濫用が深刻化している。またアメリカでは約三百万人ともいわれる不法就労外国人の取り締まりが重大な関心事となっている。このように国境を越えた個人が、新たに国境の壁を高くする要素となりうることは否定出来ない。しかし現在、法の考察は国内法あるいは国際法を問わず、国家と国

家のつながりの視点だけでなく、国境を越えた個人の視点を必要としていることもまた否めない。

あるアメリカの法学者は、「法とは現実と理想との規範による架橋である。」と表現している。法を支配の道具と見るより社会改革の手段とみるならば、この橋は数多く架けられたほうが理想により近づきうる。トランスナショナルな方向にのびる橋もまた必要であろう。

(女子大学専任講師)

昔話は面白い。初めて聞いたときにはこの語り口の速さはなせだろうと驚いた。昔話は活字で読むだけでは読み方がわからない。実際に村人が語るのを聞くと確かに昔話がまだ「生きている」という実感がある。よそのものである我々に老人たちが、一生懸命に思い出し思い出し語ろうとしてくれるのに接すると、素直にありがたいと感じる。聞き手がいなくなったということがあるかもしれない。それでも、よそのものである我々にでも訴えようとされるものは何だろうか。

祭りは面白い。祭りの乱痴気騒ぎが、警察と消防によって管理されてきたということとは村人の語り草にもなっている。また、つましい村祭りもよい。観光化されていない村祭りに出会うと、笛の音や神輿の動きや掛け声だけでも、恥ずかしいくらいに心が揺り動かされる。冬の雪祭りもよい。夜通し行われる寒い真冬の祭りに付き合っているのと体の感覚も麻痺してくる。疲れたわけではない。限らない祭りの儀式の復元のせいでもある。村で選ばれた神殿（こうど

ん）たちが神聖なものに高まっていくために別火で籠りつづけた社殿に、以前、祭りの終わって誰もいなくなったあとと行くあてもなく泊まったことがある。山の闇の中、火の消えかかったいろりの前で、朝まで寒くて寒くて殆どねむれなかった。

### 廣 田 収

『源氏物語』研究の可能性はどこにあるか

礼というものを復元してみようとするのは許されるだろう。

盆踊りはよい。昔は三日三晩踊ったという。見ているも仕方がないので踊る。また同じような旋律、同じような歌詞、同じよ

うな所作のくりかえし。踊りながら山村の道に白い霧の流れていくのが本当に目に見える。盆に迎えた仏を、朝、野辺送りするときにだけ踊る踊りがある。帰っていくものをいささかでも押し留めようとするかのように野辺送りの行列の前で踊る踊りがある。じつにはげしい踊りである。まるで自分の肉親が今帰って行くのに立ち合っているかのような感慨を覚えたりもする。

私は、日本の古代文学である『源氏物語』を研究しようとしているが、いままで自分の関心が散らばりすぎていたということも事実である。いつたい昔話を聞いたたり、祭りを見たりすることとどんな関係があるのか。古代の『源氏物語』に比べると、一般的には、今伝えられている昔話にしても、祭りにしてもそんなに古いものではないであろう。直接的無媒介にはつながらないが、古代であれ、中世であれ、人が生きるときに超越的な存在や世界をぬきにして生きることができなかったであろうということに私の関心の端緒はある。悩みはフィールドにおいて得た資料をどのようにモデル

## 「私の研究」

化できるのかということである。

『源氏物語』を読むというとき、『源氏物語』はいったいどこにあるのか。古代文学を対象にするときにやっかいなのはここから始めなければならないことである。藤原定家系統の写本が現存の『源氏物語』の伝本の中では最も文学的にすぐれていると評価されることが多かった。詳細な諸本研究が進むにつれ、定家本が必ずしも絶対的な価値をもつ本文とはいえないというように相対化される傾向もあらわれた。現在、我々が活字で読む『源氏物語』は古くとも室町時代を遡る底本が少ない。『竹取物語』の写本などは江戸時代を遡ることが少ないとされるほどである。また、古くから源氏物語は五四巻だったかどうか、名前だけが残って失われた巻や入れ替わった巻があると論じられたり、現在の配列が当初からのままであったかどうかも問題だとする人もあるほどである。茶道、華道の掛軸や色紙として切断されたものや手鑑などに納められたものの中には、現存の伝本の表現と著しく異なるものがあり、古い源氏物語の写

本の姿をとどめている可能性と、鎌倉・室町時代の源氏物語受容の多様性を示すものとして注目され、文献学的にはひとすじではないか。

結局、現存の『源氏物語』は平安時代の『源氏物語』そのものかどうかは厳密にはなんともいえない。伝えられる家の相伝として物語が嚴肅丁寧に享受され秘されるのは後代のこと、物語がいきいきと生きていた時代には、いわば物語それ自体の表現にはある程度の幅が許されていたと考えられ、そのことは『源氏物語』の本性と深く関係していると考えられる。

我々の現在と数百年の隔たりがありつつ、隔たりがあるゆえに、古代文学としての『源氏物語』をどのように読むことができるのかという問題は残るのである。

『源氏物語』の魅力はどこにあるのかというところは読む人によって異なるが、私にとつての魅力はこの物語のもつ厚みである。単なる恋愛の物語でもない。かといって近代のものである小説としてはとうてい読めない。人が、人よりも超越的な世界と

の関係において生きており、その関係を伝えることに物語と儀礼とは同一性を有する。『源氏物語』は古代と中世との間にあって、なお奥深い古代を抱えつつ、これを突き抜けようとする蠢きもある。いったいこの物語を根底から動かしている力は何か。物語の生成の現場にどうやって立ち会えることができるのか。表現の一字一句にどこに認めることができるか。構造ということを言葉の学において取り出すことができなければ、そこで『源氏物語』を論じることができはらずである。

(大学文学部助教)

×

×

×

×

書店のカタログを請求する際、関心の分野を申告しろと言われると私はこう答えることにしている。このような広い関心を有しているということは、しかし当然のことながらどの分野においても素人であるということに他ならない。事実、短くはなかった学生生活の中で本格的な訓練を受けたのは（それも実はいささか怪しげなのだが）、大学の機構上美学科に所属を余儀なくされた関係で、せいぜい美学の一部の域を出ない。その代わり、首を突っ込んだ授業は多い。哲学系の学科はもとより、西洋古典学科、イタリア文学科、果ては音楽学の研究態勢の充実したよその大学にまで顔を出したし、留学先ではラテン語古文書学の演習に参加もした。

さて、私の研究テーマは何かというと、これらの分野が重なり合うところ、推理小説よろしくただひとつの解が与えられる。二年ほど前から私は、十六世紀イタリアの古典学者ジローラモ・メイという人物の著した *De modis musicis* 訳して『古代旋法論』なるラテン語の音楽理論書と付き合っ

ている。この作品が未刊で、自筆本といくつかの写本によって伝えられていると言えばその意がおわかりいただけるだろう。テーマがかくの如く特殊かつ限定されたものであるから、関わる多くの分野それぞれにおける知識の密度の問題はしばらく聞わずにおいていただきたい。

### 津 上 英 輔

音楽学、哲学、古典文献学、  
古文書学、ルネサンス研究

ばならない、という状況は依然変わっていないようである。偉大なルネサンス学者 P・O・クリステラが数十年にわたって、イタリア人文主義関係写本の所在状況を欧米各地の図書館ごとに報告した労作 *Liter*

*italicum* (1963) は、その象徴的存在ともいえる。

メイに取りかかる前、私は古代ギリシャの音楽理論を勉強していた。ここではテキストがほぼ完備している。つまりたとえ編者の採った写本の読みに承服しない場合でも、他の可能性が原則的に *apparatus criticus* に示されているので、いちいち写本にまで立ち返って検討する必要がない。その後私は古代音楽理論の継承のひとつの形として、イタリア・ルネサンスにおける音楽上の人文主義の研究を思い立った。その途端、今述べたような理由で否応なく写本研究へと誘われてしまったのである。

昨一九八六年三月、ヴァチカン図書館に所蔵されるメイの自筆本に直面した。それまでの半年余り、マイクロフィルムとそれを現像したコピーを通してしか知らなかった相手の、今度は現物を前にしたのである。すでに「解説」の作業は終わっており、タイプによる「写し」もでき上がっていたから、若干の不明な点を除いて内容は一字一句知っていた。しかしそもそも複製と

は、その精度が高まれば高まるほど、それが本物でないという、存在のあり方そのものの差が現わになってくるものである。この時自筆本の現物がどんなに存在の重みをもって感じられたことか。ただしその思い入れの大きさに反して、図書館での実際の作業は単純きわまるものである。本の大きさを物差で測り、紙の透模様を光にかざして見ながらスケッチし、紙の綴じ方を確かめ、補筆のインクの具合を見究める等々。

私の研究の当面の目的は『古代旋法論』を活字の形で刊行することにある。自筆本が現存する以上、これを活字化するだけでも意味なしとは言えない。しかしたとえは近年のバッハ研究が示すように、自筆といえども結局はひとつの拠り所ではない。したがって私の目指すテキストは多かれ少なかれクリティカルである。具体的にどんなことをするかというと、まず内容上、語法上のチェックと、場合によっては修正案の提示。(本人が思い違い、構文上のミス、書き損じなどをしないという保証はどこにもない。) 作品中引用ないし言及された他

作品(主として古典)の箇所同定、自筆本そのものの調査とメイの手紙を通して作品成立の過程を辿ること、そして写本については内的・外的な手掛りから製作の年代と経緯を明らかにすること——どれも退屈そうに見えるが、本人には結構スリルもあって楽しい仕事だ。

ところでこの作品の音楽史の意味は、バロック様式とのつながりにある。メイは『古代旋法論』の中で大きく言って二つの誤解を犯した。古代のトノス(旋法)理論の解釈と、ギリシャ悲劇の上演形態とについてである。前者はモノディ(単旋律の歌)の理念を導き、後者は終始歌われる近代オペラの様式に寄与した。どちらもバロック様式の表徴として重要なものである。おもしろいと思うのは、それ自体としては偶然的でしかなく、しかもさして重大そうにも見えないこの二つの誤解が、音楽史上これほど重要な役割を、図らずも演じてしまったことである。ではなぜそうなったのか。最近書いた論文でも言ったことだが、歴史の状況がまさにそれを受け入れる態勢にあっ

たということだろう。したがってそれは歴史の流れに選り取られた誤解なのであって、大きな結果をもたらしても必ずしも不思議はないことになる。しかしもう一度翻って見るに、ある誤解が受け入れられるにはその立論が支離滅裂であってはならず、一定の説得力を持つに十分な体裁を整えていなければならない。この点『古代旋法論』は文献学的研究として優れていて、この条件を立派に満たしている。

この研究は多くの方々の方々の有難い御厚意の上に成り立っている。二年近くのドイツ留学を直接に可能にして下さった二人の恩師と女子大学の諸先生、奨学金を与えてくれたドイツ学術交流会、ヴァアカン図書館に入館の便宜をはかってくれたローマのある神学教授、未出版原稿の閲覧を快く許可してくれたロンドンの Warburg Institute、貴重な情報を提供してくれたイタリヤの図書館員……。『私の研究』は決して私一人のできる研究ではない。

津上英輔(女子大学研究助手—音楽学)